



鳥取県公報

平成15年 5月23日(金)
第 7 4 8 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (342) (障害福祉課) 1
	保安施設地区の指定予定 (343) (森林保全課) 1
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否 の決定 (344) (水産課) 2
	都市計画事業の認可 (345) (都市計画課) 2
内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止 (2) 3
公 告	都市計画法による公聴会の開催 (都市計画課) 3
調達公告	随意契約の相手方の決定 (2件) (管理課) 4
正 誤	平成14年 3月29日付鳥取県規則第41号中訂正..... 5

告 示

鳥取県告示第342号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年 5月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
鳥取市	鳥取市尚徳町116	鳥取市障害者居宅介護支援センター第3事業所	鳥取市尚徳町116	居宅介護	平成15年 5月 1日

鳥取県告示第343号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年 5月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱14号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

西伯郡西伯町大字上中谷字古屋敷道上196の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

4 指定の有効期間

7年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第344号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成15年 5月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取中央夏泊加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 5月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

倉吉市

2 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業 5・5・1号打吹公園

3 事業施行期間

平成15年 5月26日から平成18年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 なし
(2) 使用の部分 鳥取県倉吉市仲ノ町字打吹山3445 - 1の一部

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成15年 5月23日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 湯 村 良 章

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 千代川水系に係る河川 八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び同郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。 上記以外の区域	さお釣（引懸（ゾロ）を含む。）	平成15年 6月 1日から 同月14日まで
	投網	平成15年 6月 1日から 同月30日まで
	さお釣（引懸（ゾロ）に限る。）	平成15年 6月 1日から 同月14日まで
	投網	平成15年 6月 1日から 同月30日まで
2 天神川水系に係る河川	投網 ヤス	平成15年 6月 1日から 同年 7月 1日正午まで
3 日野川水系に係る河川	投網	平成15年 6月 1日から 同年 7月 1日正午まで
4 加勢蛇川（東伯郡東伯町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	平成15年 6月 1日から 同月30日まで
5 勝田川（東伯郡赤碓町大字佐崎154 - 1地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成15年 6月 1日から 同月30日まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年 5月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 公聴会の開催日時及び場所

日 時	場 所
平成15年 6月23日 (月) 午後 2時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

2 公聴会の案件

自動車専用道路に係る都市計画の決定について

3 案件の概要

鳥取市本高を起点に、気高郡気高町及び鹿野町を經由し、気高郡青谷町大字青谷を終点とする延長19.27キロメートルの自動車専用道路を都市計画法第4条第5号に規定する都市施設として定めようとするものである。

4 公述の申出等

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨を400字詰原稿用紙2枚以内にまとめ、住所、氏名、職業、電話番号及び年齢を明記し、押印の上、知事に提出すること。

(2) 提出期限

平成15年 6月13日 (金) (郵送の場合は、当日までに到着したものに限る。)

(3) 公述人の選定等

申出者が多数ある場合は、知事が公述人を選定し、又は意見を述べる時間を制限することがある。

(4) その他

公聴会は、公開とする。

5 公聴会に関する問合せ先

ア 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土整備部都市計画課 電話 0857 - 26 - 7366

イ 鳥取市尚徳町116

鳥取市都市整備部都市計画課 電話 0857 - 20 - 3272

ウ 気高郡気高町大字浜村282 - 1

気高町環境整備課 電話 0857 - 82 - 3153

エ 気高郡鹿野町大字鹿野1517

鹿野町建設水道課 電話 0857 - 84 - 2099

オ 気高郡青谷町大字青谷667

青谷町建設水道課 電話 0857 - 85 - 2525

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 5月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 電子計算装置（土木積算システム）の賃貸借及び保守一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成15年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220 |
| 5 契約金額 | 96,097,680円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県県土整備部管理課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 工事進行管理システムの賃貸借及び保守一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成15年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220 |
| 5 契約金額 | 38,057,355円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県県土整備部管理課
鳥取市東町一丁目220 |

正 誤

平成14年3月29日公布の鳥取県規則第41号（鳥取県温泉法施行細則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
3	右	22	前条	<u>前条</u>
"	左	23	前条	<u>第2条</u>

